

介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業実施要綱

令和4年10月18日

4福祉高計第344号

令和6年10月7日

最終改正 6福祉高企第186号

(目的)

第1条 介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、本事業の運営を適正な事業運営が可能と認められる団体等に委託して実施できるものとする。

(事業内容)

第3条 都は、以下の取組を実施する。

一 介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業

都は、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所等を支援するため、別に定めるところにより、必要な経費を予算の範囲内で補助する。

二 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業

都は、物価高騰等に直面する高齢者施設等を支援するため、別に定めるところにより、必要な経費を予算の範囲内で補助する。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則（令和4年10月18日付4福祉高計第344号）

この要綱は、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年6月30日付5福祉高計第158号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和５年１２月２２日付５福祉高企第１８８号）
この要綱は、令和５年１０月１日から適用する。

附 則（令和６年１０月７日付６福祉高企第１８６号）
この要綱は、令和６年１０月１日から適用する。